

## (1) 地域包括支援センター事業評価について

平成 29 年度介護保険法等の一部改正により、地域包括支援センター(以下「センター」という。)機能強化のため、センターの事業について市とセンターが評価を行うとともに、必要な措置を講じることが義務化された。これに伴い、国より全国統一の評価指標や事業評価の実施方法等が示された。

### 1. 目的

市とセンターは、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市が事業の質の向上のための必要な改善を図る。

### 2. 中津川市の地域包括支援センターの特徴

地域の身近な相談窓口として設置していた在宅介護支援センターを機能強化し、地域に根ざした活動を継続するため、地域包括支援センターを複数設置。現在は、5か所の地域包括支援センターを設置。ブランチとして5か所の在宅介護支援センターを位置づける。

### 3. 事業評価の実施方法

①組織運営体制、②総合相談支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援、⑤地域ケア会議、⑥介護予防ケアマネジメント・介護予防支援、⑦事業間連携の7つ分野の項目について全国統一の指標を用いて自己評価する。

### 4. センターの取り組み状況

#### 1) センターと全国平均の比較

評価指標のうち、「事業間連携」の項目に関するスコアが低かった。

#### 2) 直営のセンターと委託のセンターの比較

##### ① 両方とも取り組めていない項目

Q(包括的・継続的ケアマネジメント支援) 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか

Q(包括的・継続的ケアマネジメント支援) 地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員に共有するための仕組みを講じているか

##### ② 委託のセンターが取り組めていない項目

Q(事業間連携) 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか

Q(事業間連携) 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか

③ 直営のセンターが取り組めていない項目

Q(総合相談支援) センターと協議しつつセンターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか

5. 今後の取り組み

- ・各センター内で全国平均との比較、結果の共有を行う。
- ・取り組めていない項目、具体的には「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「事業間連携」について市とセンターで協議し、その要因や背景を分析し、業務改善に繋げていく。